

被扶養者資格調査（再認定）Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内掲載ページ
1	概要	なぜ被扶養者資格の再調査（再認定）を行うのですか？	健康保険法施行規則第50条及び厚生労働省通知に基づき、すでに認定されている方が現在も要件を満たしているかを確認しています。認定要件を満たしていない家族が認定され続けると、健康保険料から本来負担することのない費用を支出することになり、財政悪化・保険料率の引き上げにつながる恐れがあります。 皆様からお預かりしている大切な保険料で健全な財政運営をするため、ご協力をお願いいたします。	
2	概要	被扶養者全員が対象ですか？	対象となる方は、令和8年3月31日までに扶養追加された方のうち、高校生を除く18歳以上の方です。 令和8年10月中旬に、事業所を通じてお知らせします。	P.3
3	概要	扶養調査はどのように行いますか？	扶養調査システム（iBss）にて行います。被保険者様に必要事項の入力、添付書類のアップロードをしていただきます。操作方法等は毎年10月中旬に事業所を通じてお知らせします。操作マニュアルを扶養調査システムに掲載しています。	
4	概要	扶養の要件を教えてください。	日本国内に居住していることが必要です。 収入要件は、同居の方は①②どちらも、別居の方は①②③全ての要件を満たすと被扶養者として認められます。 ①被保険者の収入の1/2未満の収入であること ②年間130万円未満（月108,333円未満）※であること ※60歳以上の方・障害年金受給中の方は180万円未満（月15万円未満） ※配偶者を除く18歳以上23歳未満の方は150万円未満（月12,5万円未満） ③別居の場合は被保険者の仕送りより少ない収入であること	P.4-5
5	概要	被保険者の年間収入はどのように確認していますか？	被保険者の年間収入は、標準報酬月額×1.2か月で見えています。前年に賞与が支給されている場合は、標準賞与額と合算した額を確認しています。	P.5
6	概要	「所得」と「収入」はどう違うのですか？	「収入」は手取り額ではなく、源泉徴収される前の額です。パート等の方は「総支給額」、確定申告されている方は「売上金額」、年金受給中の方は「年金支払額」となります。 「所得」とは「収入」から所得控除額を差し引いた額です。確定申告をしている方は、必要経費を差し引いた額です。	
7	概要	被扶養者の「年間収入」の考え方を教えてください。	今後1年間の収入見込みで考えます。 昨年と同じ職業の場合や、今後の状況がわからない場合は、原則「前年の収入」＝「今後1年間の収入見込み」と考えます。 退職・契約変更などにより、明らかに収入が変わった場合は、「状況変更後の見込み額」で考えます。 税金や保険料等を控除する前の金額を確認します。	
8	概要	収入確認書類は毎年提出するのですか？	調査時に扶養の要件を満たしているかを確認するため、毎年最新のものを提出いただいています。	
9	概要	所得証明書で年間収入を確認できるのに、なぜ給与明細や年金振込通知書を提出するのですか？	扶養調査の際は、直近の収入を基に「調査時以降の収入見込み額」を確認する必要があります。所得証明書では、前年度の収入しかわからないため、調査時に収入がある方については、直近の収入を確認できる書類の提出をお願いしています。	
10	概要	調査票や必要書類の提出をしないとどうなりますか？	調査票・必要書類の提出がないと審査が出来ないため、組合指定の日付で扶養削除となります。 不備がある場合は、iBssに登録いただいたメールアドレス宛に連絡いたしますので、メールが届いた日から1か月以内にご対応をお願いします。	
11	概要	扶養調査システムの操作方法がわかりません。	システムにログインしていただくと、操作マニュアルを確認できます。 また、操作方法についてコールセンターを用意しております。操作方法のお問い合わせはコールセンターまでお願いいたします。 お問い合わせ先は、調査対象の方へ配布するリーフレットやマニュアルに記載します。	

被扶養者資格調査（再認定）Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内 掲載ページ
12	概要	扶養調査システムの操作マニュアルはどこにありますか？	扶養調査システム内の「組合からのお知らせ」に掲載しています。 扶養調査の案内が届きましたら、iBssポータルサイトにログインしていただき、ご確認をお願いいたします。	
13	概要	給与支払見込証明はどこにありますか？	iBssポータルサイトログイン後、「被扶養者資格調査」をクリックすると表示されます。Excelファイルのダウンロードができない場合は、PDFファイルをダウンロードし作成をお願いします。 お勤め先で証明書の様式を用意していない場合にご利用ください。	P.14-17
14	概要	生活状況申出書はどこにありますか？	iBssポータルサイトログイン後、「被扶養者資格調査」をクリックすると表示されます。 父・母・義父・義母・兄弟姉妹・孫・学生でない子等は提出が必要です。配偶者と学生の子は不要です。	P.10
15	概要	扶養削除した家族の名前が載っています。調査票の提出は必要ですか？	対象者を抽出した後に扶養削除の届出を受付した場合、削除したご家族が対象者として表示されることがあります。その場合は、お手数ですが、職業欄の「扶養削除」を選択いただき調査票の提出をお願いいたします。添付書類は不要です。	
16	概要	就職した家族の扶養削除の手続きを失念していました。どうしたら良いですか？	すみやかに手続きをお願いします。事業所のご担当者様へ扶養削除の旨ご連絡をお願いします。 ご家族が扶養調査の対象者になっている場合は、システムで職業欄の「扶養削除」を選択いただき調査票の提出をお願いいたします。添付書類は不要です。	
17	概要	調査の結果、扶養削除するよう連絡がありました。 扶養から外れる日はいつですか？	被扶養者資格の要件を有しなくなった事実が判明した場合は、原則、事実の発生日を確定できるときはその日、確定できないときはその事実が判明した日をもって被扶養者の資格を取り消すものとされているため、組合指定の日付で扶養から外れることになります。 基本的には、削除依頼のメールが届いた翌月 1 日から外れていただけます。 ただし、以下のように事実の発生が確定できる場合は、遡って扶養から外れることになります。 ・年金額が扶養の範囲を超えている方については、令和 8 年 4 月 1 日付けで扶養から外れることになります。 ・労働契約が変更になり扶養の範囲を超えた方は、契約開始日から外れることになります。 扶養削除のメールが届きましたら、お勤め先の健康保険ご担当者様へお申し出ください。	P.3
18	概要	扶養調査で扶養削除となった家族がいます。 収入が少なくなったらまた扶養追加できますか？	退職、雇用契約の変更等により、今後の収入が変わった場合は、扶養追加の手続きができます。お勤め先のご担当者様にお申し出ください。雇用契約書等の収入が変わったことを確認できる書類の提出が必要です。 また、扶養異動届の提出は扶養の事実が発生した日から 1 4 日以内にご提出ください。 自営業の方は、廃業した場合は扶養追加の手続きができます。収入減少の場合は、確定申告書にて収入減少が確認できるようになってからお手続きください。	
19	概要	必要書類の用意に時間がかかっています。 1 1 月末までに提出できなければ扶養削除となりますか？	書類の用意が出来次第すみやかにご提出ください。1 2 月末までにご提出いただけるのであれば、問題ありません。健保組合への連絡も不要です。1 2 月末までに用意できない場合は一度ご連絡ください。 一度調査票をご提出いただいた方で、健保組合から不備の連絡をした方は、不備のメールが届いてから 1 か月以内に再提出をお願いしています。例えば、1 月に入ってから不備のメールが届いた方は 2 月中に対応をお願いしています。	
20	概要	調査票・添付書類を提出しましたが、不備のメールが届きました。 いつまでに訂正・追加書類の提出をしたら良いですか？	一度ご提出いただいた方で、健保組合から不備の連絡をした方は、不備のメールが届いてから 1 か月以内に再提出をお願いしています。例えば、1 月に入ってから不備のメールが届いた方は 2 月中に不備の解消をお願いしています。	

被扶養者資格調査（再認定） Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内 掲載ページ
21	制度	一時的に収入が1 3 0 万円を超えてしまいそうです。扶養削除となりますか？	人手不足による労働時間延長のため一時的に労働時間が増え、本来の雇用契約よりも収入が増えてしまったときは、事業主の証明を提出していただくことで、引き続き被扶養者として認められます。 『被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書』をお勤め先で作成いただき、ご提出ください。 ただし、事業主の証明による認定は、連続して2年までとなっています。 また、本来の雇用契約が扶養の要件を超えている場合、雇用契約内容が変わって扶養の要件を超えた場合はこの制度を利用できません。	P.8
22	制度	「130万円の壁」「年収の壁・支援強化パッケージ」とは何ですか？	「130万円の壁」とは、年収が130万円（60歳以上・障害年金受給中の方は1 8 0 万円、配偶者を除く1 8 歳以上2 3 歳未満の方は1 5 0 万円）を超えた場合に、自身で健康保険に加入することにより扶養から外れ、結果的に手取りが減ってしまう可能性がある基準のことを言います。 「年収の壁・支援強化パッケージ」とは、この130万円のかべを超えて働いても手取りが減らないようにするための制度です。繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、収入が一時的に上がっても、事業主がその旨を証明することで引き続き扶養に入り続けることが可能となる特例措置です。	P.8
23	別居	別居している被扶養者がいます。なぜ仕送りの証明が必要なのですか？	被扶養者と認められるには、主として被保険者の収入によって生活が成り立っている必要があります。別居の場合は生計が同一ではないため、被扶養者の生活が主に被保険者の収入（仕送り）によって成り立っていることを確認する必要があります。 仕送りをしていない、被扶養者の収入よりも仕送りが少ない等の場合、主として被保険者の収入によって被扶養者の生活が成り立っているとは言えないため、被扶養者として認められません。	P.7
24	別居	仕送りの方法はありますか？	被保険者の口座から被扶養者の口座への送金、現金書留での送金が仕送りと認められています。 また、被保険者が家賃、学費、水道光熱費等の支払をしている場合は、その金額も仕送りとして認められます。	P.7
25	別居	仕送り証明は何を用意すれば良いですか？	送金している方 通帳の写し、金融機関で振込をした時の控え、現金書留の控え等の「送金人、受取人、送金日、送金額」を確認できるものをご用意ください。通帳の写しをご提出いただく際は、仕送りと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。 家賃・学費・水道光熱費等の支払いをしている方 支払証明、領収書、クレジットカード明細等の被保険者名義で支払いしていることが確認できる書類をご用意ください。学費の領収書のみ被扶養者名義でも認めています。 クレジットカード明細をご提出いただく場合は、カード名義人、支払先、支払日、金額を確認できるようにご注意ください。仕送りと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。	P.7
26	別居	手渡しで被扶養者に仕送りをしています。仕送り証明はどうしたら良いですか？	手渡しは仕送りとは認められません。すみやかに仕送りの方法を変更してください。	P.7
27	別居	被扶養者の通帳を預かり入金しています。被保険者が入金したことを証明するにはどうしたら良いですか？	被保険者が被扶養者の通帳へ入金し、被扶養者がキャッシュカードで引き出しすることは仕送りとは認められません。すみやかに仕送りの方法を変更してください。	P.7
28	別居	配偶者から子どもに送金しています。送金人が配偶者でも問題ないですか？	被保険者に扶養されている配偶者からの送金であれば問題ありません。 ただし、配偶者をご自身で健康保険に加入している場合は、被保険者からの仕送りとは認められません。被保険者名義の口座から仕送りしている必要がありますので、仕送り方法をすみやかに変更してください。	P.7
29	別居	別居の被扶養者に収入が無いときも仕送り証明は必要ですか？	別居の被扶養者に収入が無い場合は仕送り証明は不要です。	P.7

被扶養者資格調査（再認定） Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内 掲載ページ
30	別居	子どもが遠方に進学のため、別居となりました。仕送りは必要ですか？	進学のための別居の場合、お子様にアルバイト等の収入がある場合は仕送りが必要です。 お子様に収入が無い場合は、仕送りは不要です。 また、奨学金は、給付型（返還の必要がないもの）は、お子様の収入に含まれます。貸与型（返還の必要があるもの）は、収入に含まれません。	P.7
31	別居	単身赴任の場合も仕送りは必要ですか？	単身赴任は同居とみなします。仕送りの必要はありません。	P.7
32	別居	里帰り出産のため配偶者が実家に帰っています。仕送りは必要ですか？	同居していた配偶者が、出産前後の一時的な期間実家で暮らすのであれば、同居とみなします。仕送りの必要はありません。個人差があるため期間について定めはありませんが、3か月程度であれば問題ありません。 配偶者に収入があるときは、出産後に同居しない場合や、長期に渡って別居となる場合は仕送りが必要になります。	P.7
33	学生	奨学金は被扶養者の収入になりますか？	給付型（返還の必要がないもの）は、収入に含まれます。 貸与型（返還の必要があるもの）は、収入に含まれません。	P.11
34	学生	海外留学中の学生は扶養に入れますか？	留学の場合は国内居住要件の例外となるため、被扶養者として認められます。学生証・在学証明書・入学証明書等の留学していることを確認できる証明書をご提出ください。 留学中にアルバイト等で収入を得た場合は、その金額よりも多い仕送りが必要となります。	P.11
35	学生	海外留学後、現地で就職する場合は収入要件を満たせば扶養に入れますか？	日本国内に居住している方のみ扶養に入れます。留学後、現地で就職する場合は扶養削除のお手続きをお願いします。	P.11
36	年金	年金の振込通知書または改定通知書が手元にありません。 どうしたら良いですか？	お住まいの地域の年金事務所で再発行を依頼してください。 再発行に時間がかかる場合は、12月末までにご提出ください。	P.13
37	年金	6月の年金通知を確認すると、今年度は扶養の範囲を超える収入でした。 扶養から外れることになりますか？	令和8年4月1日付けで扶養削除となります。お勤め先を通して、扶養から外れるお手続きをお願いします。	P.13
38	年金	年金を受給していますが、仕事はしていないので、無職・無収入を選択して良いですか？	年金受給中の方は、「年金受給者」を選択し、直近の「年金額改定通知書」または「年金振込通知書」をご提出ください。	P.13
39	年金 パート等	年金を受給しながら働いています。提出書類はどうなりますか？	直近の「年金額改定通知書」または「年金振込通知書」と、お勤め先の「給与明細」をご提出ください。	P.13 P.14-17
40	自営業等 パート等	複数の事業所で働いています。収入証明はどうしたらよいですか？	全ての収入を合計した額が扶養の範囲内が確認します。 パート・アルバイト等の勤務先が複数ある場合は、すべての事業所の給与明細をご提出ください。 給与明細が発行されない事業所がある場合は、給与支払い見込み証明書等をご提出ください。 個人事業等とパート等の収入がある場合は、確定申告書と給与明細をご提出ください。	P.14-17 P.18-21
41	パート等	パート・アルバイトをしています。収入確認書類は何が必要ですか？	直近1か月分の給与明細（氏名・勤務先・総支給額が記入されているもの）をご提出ください。 総支給額が扶養の範囲内であることを確認しています。 月の収入にばらつきがあり扶養の範囲を超える月がある方は、平均した金額を確認する必要があるため、直近の給与から遡って連続した3か月～最長12か月分をご提出ください。 WEBやアプリの明細の場合は、すべての項目を確認できるようスクリーンショットを取ってください。 複数に分かれても問題ありません。	P.14-17

被扶養者資格調査（再認定）Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内 掲載ページ
42	パート等	月によって収入にばらつきがあります。給与明細は何か月分必要ですか？	扶養の範囲を超える月がある方は、平均した金額を確認する必要があるため、直近の給与から遡って連続した3か月～最長12か月分をご提出ください。 収入にばらつきがあっても、すべての月が扶養の範囲内の金額であれば、直近1か月分の給与明細をご提出ください。	P.14-17
43	パート等	給与明細ではなく、源泉徴収票を提出しても良いですか？	源泉徴収票では非課税の交通費等が確認できないため、給与明細の提出が必要です。 ただし、給与明細に氏名や勤務先が記載されていない場合等に、給与明細と併せて源泉徴収票を提出していただくことができます。	P.14-17
44	パート等	勤務先から給与明細をもらっていません。どうしたら良いですか？	給与支払見込証明をご提出ください。 直近の給与から遡って1年分の証明を勤務先で作成・捺印していただき、ご提出ください。勤務先で様式の用意が無い場合は、扶養調査システムに掲載している「給与支払見込証明書」をご利用ください。扶養調査が始まってからご用意ください。 また、給与明細という名称でなくても、「氏名・勤務先・総支給額・支払日」を確認できる書類があればそちらをご提出ください。組合にて内容を確認し、追加で提出が必要なものがあればご連絡いたします。	P.14-17
45	パート等	給与明細に、氏名や勤務先が記載されていません。	下記①～④のいずれかのご提出をお願いします。 ①給与支払見込証明 直近の給与から遡って1年分の証明を勤務先で作成・捺印していただき、ご提出ください。勤務先で様式の用意が無い場合は、扶養調査システムに掲載している「給与支払見込証明書」をご利用ください。扶養調査が始まってからご用意ください。 ②給与明細＋直近の雇用契約書 雇用契約書に通勤費等全ての手当が記載されている場合は、雇用契約書のみでもかまいません。1年以上前に交付された契約書や、通勤費等の詳細が確認できない場合は必ず給与明細と併せてご提出ください。 ③給与明細＋直近の源泉徴収票 源泉徴収票には非課税の通勤費が反映されていないため、源泉徴収票のみでは認定できません。給与明細と併せてご提出ください。 ④給与明細＋通帳 通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分をご提出ください。給与の支払いと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。複数に分かれても問題ありません。給与明細と併せてご提出ください。	P.14-17

被扶養者資格調査（再認定）Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内 掲載ページ
46	パート等	WEBやアプリで収入を確認しているので、給与明細がありません。	WEBやアプリの明細の場合は、すべての項目を確認できるようスクリーンショットを撮ってください。 複数に分かれても問題ありません。 氏名や勤務先が記載されていない場合は、下記①～④いずれかをご提出ください。 ①給与支払見込証明 直近の給与から遡って1年分の証明を勤務先で作成・捺印いただき、ご提出ください。勤務先で様式の用意が無い場合は、扶養調査システムに掲載している「給与支払見込証明書」をご利用ください。扶養調査が始まってからご注意ください。 ②WEB・アプリ明細＋直近の雇用契約書 雇用契約書に通勤費等全ての手当が記載されている場合は、雇用契約書のみでもかまいません。1年以上前に交付された契約書や、通勤費等の詳細が確認できない場合は必ずWEB・アプリ明細と併せてご提出ください。 ③WEB・アプリ明細＋直近の源泉徴収票 源泉徴収票には非課税の通勤費が反映されていないため、源泉徴収票のみでは認定できません。WEB・アプリ明細と併せてご提出ください。 ④WEB・アプリ明細＋通帳 通帳の「送金人・受取人・支払日・支払額」を確認できる部分をご提出ください。給与の支払いと関係のない部分は黒塗りにしてご提出いただけます。複数に分かれても問題ありません。WEB・アプリ明細と併せてご提出ください。	P.14-17
47	パート等	給与明細を紛失しました。どうしたら良いですか？	給与支払見込証明をお勤め先で作成いただき、ご提出ください。	P.14-17
48	パート等	勤務先を退職しました。退職前の給与明細を提出する必要がありますか？	令和7年1月以降に退職した方は、職業欄で「無職・無収入」を選択していただき、連絡欄に「〇年〇月〇日退職」と退職日を記入し、調査票をご提出ください。給与明細等の添付書類は不要です。	P.14-17
49	自営業等	自営業・個人事業主・フリーランスの場合の収入確認書類は何ですか？	前年の確定申告書一式（第一表、第二表、青色申告決算書または収支内訳書）をご提出ください。 年間収入から、健保組合で認められる経費を差し引いた金額を確認します。 確定申告を行っていない方は、帳簿の写しをご提出ください。 帳簿の写しを用意できない方は、請求書等の収入を確認できる書類と経費を確認できる書類をご提出ください。	P.18-21
50	自営業等	個人事業主ですが、なぜ所得証明ではなく確定申告書の提出が必要なのですか？	扶養調査では、所得ではなく収入を確認しています。所得証明書には、税法上認められる経費等が差し引かれた額が表示されています。 健康保険の扶養調査の際は認められない経費もありますので、経費の内訳を確認するために確定申告書をご提出いただいています。	P.18-21
51	自営業等	確定申告をしていません。提出書類はどうなりますか？	ご自身で事業をしている方は、帳簿の写しをご提出ください。 帳簿の写しを用意できない方は、請求書等の収入を確認できる書類と経費を確認できる書類をご提出ください。 株やSNS等によって得た収入がある方は、取引報告書、明細書、支払い証明書、請求書等の収入を確認できる書類と経費がある場合は、経費を確認できる書類をご提出ください。	P.18-21
52	自営業等	経費はどのように確認していますか？	確定申告書や帳簿を確認し、経費として認められる費用を差し引いた額を収入としています。 経費の内訳を確認する必要がある方には照会文を送付しています。扶養調査システムに登録いただいたメールアドレス宛にお送りしますので、ご回答をお願いいたします。 いただいた回答を基に経費として認められる費用かどうかを判断しています。	P.17-20

被扶養者資格調査（再認定） Q & A

No	分類	質問	回答	事前案内 掲載ページ
53	自営業等	経費として認められる費用は何ですか？	その費用がないと事業が成り立たないもののみを経費として扱います。 事業によって必要な費用が異なるため、個別に判断しています。税法上経費として認められる費用であっても、健康保険の被扶養者の収入確認の際は経費として認められない場合があります。経費の内訳を健保組合にて確認し、詳細を確認する必要がある方には経費についての照会文をお送りしますので、ご回答をお願いします。	P.18-21
54	自営業等	経費として認められない費用は何ですか？	旅費交通費、接待交際費、購入年度ではない減価償却費、労働者へ継続して支払っている給与、自宅を事業所としている方の地代家賃・水道光熱費は経費として認められません。 その他、セーフティ共済や飲食代等の「その費用がなくても事業が成り立つもの」は経費として認められません。	P.18-21
55	自営業等	廃業しました。確定申告書の提出は必要ですか？	廃業して現在無職の場合は、職業選択欄の「無職・無収入」を選択し、連絡欄に「〇年〇月〇日廃業」と廃業した日をご記入ください。廃業届のアップロードをお願いします。確定申告書の提出は不要です。	P.18-21